

適正な予定価格の設定に向けた積算基準の見直しの方向性について

国土交通省 大臣官房 技術調査課

事業評価・保全企画官 ますや ゆうご 榎谷 有吾

1. はじめに

昨年の通常国会において、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保の促進を図ることを新たに目的に追加した「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正品確法」）が成立し、同年6月4日に公布、施行されました。

改正品確法では、適正な利潤の確保のための予定価格の設定、ダンピング防止策として低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更などが発注者の責務として明確化されました。

本稿においては、改正品確法で示された理念に従い、これまでに実施された取り組みと、今後検討していく適正な予定価格の設定に向けた見直しの方向性について述べたいと思います。

2. 平成27年度の改正について

平成27年3月に発表した土木工事積算基準の改定は、土木工事標準歩掛の改定、一般管理費率と現場管理費率の改定、間接工事費の市街地（DID）補正の改定、施工パッケージ型積算方式の拡充

と、大きく四つの柱からなります。

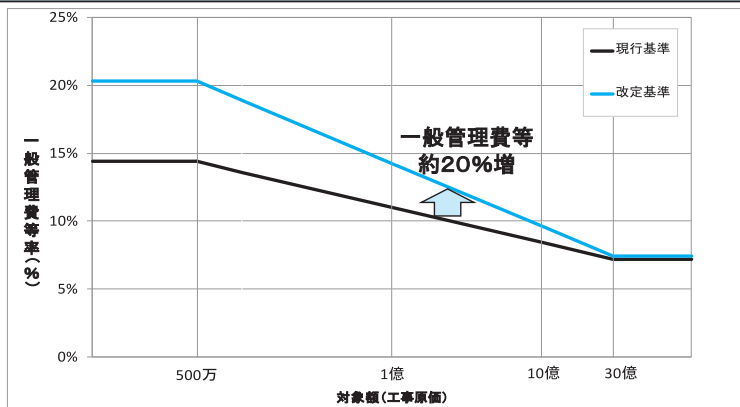
20年ぶりの改定となった一般管理費については、建設会社の財務指標を分析し、現状で赤字になっていない企業などの一般管理費を参考に新たな率を設定しています。これにより会社の経費や利益に該当する一般管理費と、協力会社への外注経費を含む現場管理費について、率をそれぞれ引き上げました（図—1、2参照）。これによって、同じ規模の工事では予定価格が上昇します。例えば、工事原価3億円程度の道路工事の場合、予定価格は3%ほど増加することとなりました。

3. 幅のある実勢価格への対応について

現在積算に使用する単価については、取引の実例価格等を調査した結果に基づき、標準的な単価を設定していますが、標準的な単価は実勢の平均値や最頻値になるため、図—3のとおり、必ずしもこの価格で資材を確保できている業者ばかりではなく、標準的な単価より高く又は安く資材を確保していることがあります。そのため、資材を標準的な単価より高値で購入した業者の一部の工事においては、会社の経費や利益に該当する一般管理費を削減して施工を行っている実態も見受けられます。

予定価格については予算決算及び会計令第八十

人材育成・確保等の必要性を踏まえた適正な利潤を確保するため、一般管理費等率を改定する。



改定前

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	14.38%	$-2.57651 \times \text{LOG}(C_p) + 31.63531 (\%)$ $C_p = \text{工事原価(単位円)}$	7.22%

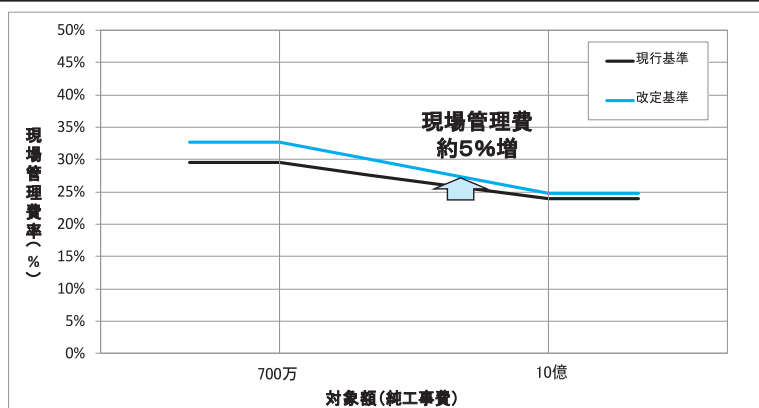
改定後

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	$-4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242 (\%)$ $C_p = \text{工事原価(単位円)}$	7.41%

図一 1 【H27.4積算基準改定】一般管理費等率の改定

一般管理費等率の改定に伴い、現場管理費の外注経費(外注する際の一般管理費等)についても合わせて改定する。

〔道路改良工事 の例〕



改定前

純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
現場管理費率	29.53%	$J_0 = 57.8 \times N_p^{-0.0426} (\%)$ $N_p = \text{純工事費(単位円)}$	23.91%

改定後

純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
現場管理費率	32.73%	$J_0 = 80.0 \times N_p^{-0.0567} (\%)$ $N_p = \text{純工事費(単位円)}$	24.71%

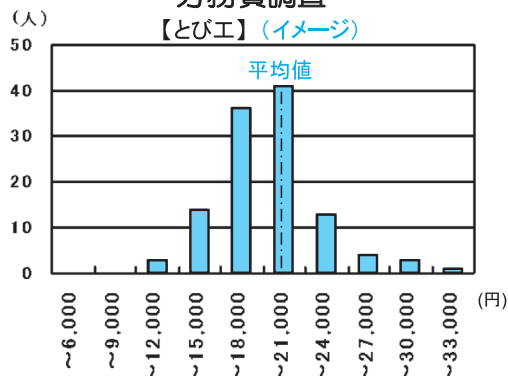
図一 2 【H27.4積算基準改定】現場管理費率の改定

条2において「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等

を考慮して適正に定めなければならない」とされています。実勢価格は一つに定まっているわけではなく、時期や場所によって異なり幅がありま

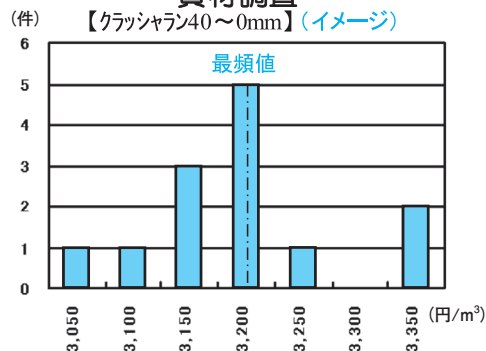
積算に使用する単価等については、取引の実例価格等を調査した結果に基づき、標準的な単価等を設定。

労務費調査



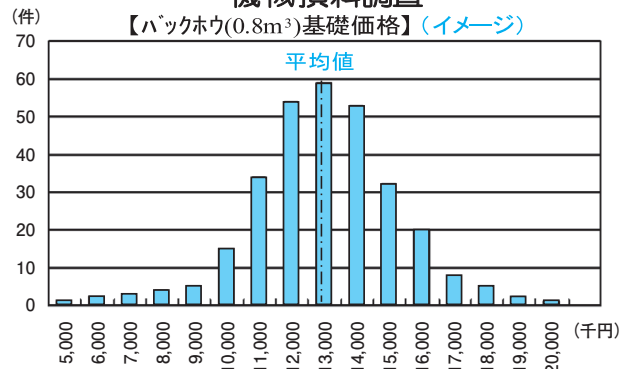
- ・ 工事に関わった会社で働く建設労働者の賃金の支払い実態を賃金台帳を基に調査
- ・ 年1回調査を基本とするが、急激な単価変動が生じた場合は年複数回の調査を実施
- ・ 調査対象：51職種（都道府県別）

資材調査



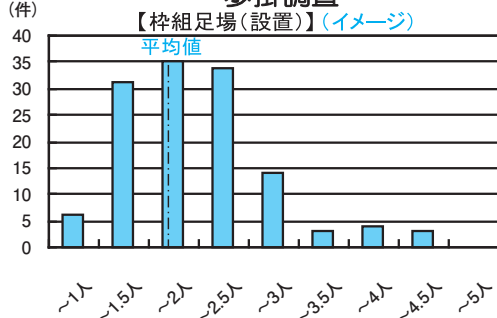
- ・ 外部の調査機関が、建設工事業者等の大口需要者との間で取引されている約6~7万規格の資材について、実取引価格を調査し、月ごとに見直し、公表。
(使用頻度が高く、価格変動が多い資材は毎月調査を実施し価格に反映。)

機械損料調査



- ・ 建設工事業者が所有する建設機械等の取得費用、稼働実績、処分実績等を、2年に1回、約420機種（約2,500規格）について、調査を実施し、年度当初までに見直し、公表。

歩掛調査



- ・ 土木工事の各種工種で、標準的な施工が行われた場合の労務、機械、材料等の必要量や規格等を、年1回、約160工種を対象に調査。変動状況を踏まえ、毎年度当初までに改定し、公表。

図—3 積算における単価等の設定方法

す。また、原料価格など外的要因によって一日でその値が大きく変動することもあるため、積算時に使用した価格が必ずしも受注時点での実勢価格を適切に反映できているとは限りません。そのため、取引の実例価格を考慮してより適正に予定価格を定める必要があります。

今後、一般管理費を削減して工事を実施していることに対しての適正な利潤のあり方、幅のある実勢価格を予定価格へ反映する手法について更に検討していく必要があります。

4. 予定価格及びその積算に係る今後の方向性について

今後検討する方向性は大きく四つあると考えています。

1点目は上述のとおり、実際には幅のある実勢価格を予定価格に反映させる仕組みについて検討することが必要であると考えています。

2点目は維持修繕工事をはじめ、施工実態等を適正に踏まえた積算基準の見直しを引き続き行うことです。

3点目は現場環境の改善です。現場に設置するトイレ一つをみても決して働く環境は良いとは言えません。現場には一日のうちで一番長くいる場所になるため、気持ち良い環境で働けるよう環境を整える必要があります。そこで、男性も女性も気持ち良く働けるような現場環境を目指すことが重要であり、まずは、トイレや更衣室(休憩室)について質の改善を図ろうとしています(写真—

1参照)。

4点目は積算の合理化についてです。これまで導入してきた施工パッケージ型積算方式について、引き続き適用可能な工種について拡大していきたいと考えています。既に施工パッケージを適用している工種についても適用事例を基に必要な応じて改良する必要があると考えています。また、更なる受発注者の積算作業の効率化・簡素化のため、概略積算による発注方式についても試行工事を今年度から実施しています。試行後これらの課題について整理し、本格的な導入の可否などについて検討するなど、積算作業の見直しについても引き続き検討していきたいと考えています。

5. おわりに

今後、少子高齢化社会を迎えるにあたり、生産労働人口はますます減少していくことになります。一方で鬼怒川の破堤のように、毎年のように大規模な災害が発生しており、地域を支える建設業の役割はますます重要になっています。その役割を担うためには、人口が減少していく中においても若年層の入職者を一定数確保していかなければなりません。そのためには業界全体として、給与水準の改善、休日の拡大、現場環境の改善、及び雇用の安定に取り組み、建設業が今まで以上に魅力溢れる業界となる必要があります。

魅力ある建設業界になるよう、引き続き改正品確法の趣旨も踏まえ、適正な価格の設定に向けた積算基準の見直しに取り組んでいきたいと考えています。



外装例



内装例

写真—1 トイレ設置事例